

議案第 29 号

労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について

労働会館改修電気設備工事請負契約（令和 6 年 3 月 18 日議決、令和 6 年 12 月 24 日市長の専決処分にて完成期限の変更、令和 7 年 3 月 19 日変更議決及び令和 7 年 12 月 25 日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4 の契約金額「1, 461, 167, 400 円」を「1, 826, 298, 100 円」に変更する。

参考資料

1 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工事名	労働会館改修電気設備工事
2 工事場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契約の方法	一般競争入札
4 契約金額	1, 313, 510, 000円
5 完成期限	令和7年12月22日
6 契約の相手方	川崎市高津区子母口987番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利

2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分
変更前完成期限 令和7年12月22日
変更後完成期限 令和8年7月31日

3 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について（令和7年2月13日提出、令和7年3月19日議決）

4の契約金額「1, 313, 510, 000円」を「1, 461, 167, 400円」に変更する。

4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年12月25日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和8年7月31日

変更後完成期限 令和9年8月31日

5 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、契約金額の変更を行うもの